

令和4、5年度競馬実況放送業務に係る公募型プロポーザルに対する質問・回答書

佐賀県競馬組合 御中
 住所：〒841-0073 鳥栖市江島町字西谷3256番228
 TEL 0942-83-4538
 FAX 0942-83-8466
 メールアドレス pr@sagakeiba.net (企画係)

質問事項及び旨	回答
<p>1. 開催日数、日割、ナイター日数、重賞競走の数につきまして</p> <p>ここ3年度分の開催日数など確認したところ（手計算、間違っていたらすみません）、毎年のように開催日数、ナイター開催、重賞競走の数が増えています。弊社では、遠隔地（関東、関西）からの派遣も含めて考えておりまして、例えばナイター開催が増えますと、宿泊日数の増加が考えられ、単純なコスト増加要因となります。また重賞勝利騎手インタビュー回数についても同様であり、この後提出させて頂く書類作成の参考に、来年度以降の見通しなど、お聞かせ頂けたらと存じます。</p> <p>令和2年度 107日（うち夜31日）重賞21 令和3年度115日（うち夜51日）重賞26 令和4年度 116日（うち夜66日）重賞28</p> <p>2. 現在の実況放送ご担当者様との契約スタイルにつきまして</p> <p>現在のご担当者様が、遠隔地から通われている事は存じ上げております。貴組合からの業務遂行に対する支払いは、例えば交通費（鉄道、バス、タクシー）、宿泊費、そして業務本体部分など、様々項目を分けての支払いとなるのでしょうか。また先月の台風時のような、中止、代替競馬開催時の支払いにつきまして、中止と代替、これまではそれぞれをどう扱ったのか、そしてその全ての支払い方法について、何か今後変更をお考えの場合は、伺える範囲で、そのプランをお聞かせ頂けたらと存じます。</p> <p>3. 業務受託者の作成した物の著作権につきまして</p> <p>データや写真、イラスト、動画、文書等の著作権は事務局に帰属とありますが、例えばこれは、場内の雰囲気、業務中の自身を撮影した写真なども、全てという事になるのでしょうか。それをSNSにアップする際なども、事務局の諾が必要という事でしょうか。業務で作成した“実況音声”につきまして、例えば弊社ラジオ番組での使用などは認められるのでしょうか。また他社が報道などで使用する場合、その際の使用料の分配、クレジット表示（実況協力：〇〇〇〇）など、弊社の名前を入れて頂く事は可能なのでしょうか。JRAとの契約では実況音声の権利が弊社にもありますもので、伺えたらと存じます。</p>	<p>1.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度分の開催は、現時点で決まっておられません。年明けの発表となる予定です。 ・時間帯により値段が変わるようであれば、「イブニング開催時の単価」と「ナイター開催時の単価」と、金額を区別して契約することも可能です。 <p>2.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでは、各項目に分けて契約金額を算出していましたが、今回の契約からは、技術料、交通費、宿泊費全て含めた1日当たりの単価として、契約する予定です。 ・開催中止や、代替開催などについては、今後1日当たりの単価契約とするため、単純にその月に稼働いただいた日数分をお支払いする想定です。 <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実況者自身で撮影されたものの著作権については、事務局には帰属いたしません。当局が指定する内容が守られていれば、当局の許諾無しでSNS等へアップいただいて結構です。 ・実況音声の2次利用に関しては、当局に都度使用申請をお願いします。 ・実況音声については、他者から使用料を受取ることも、当局から貴社へお支払いすることもありません。 ・映像提供の際に、クレジット表記（実況協力：〇〇〇〇）を付与することは可能です。